

総社市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市規則第3号

#### 総社市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

総社市個人情報保護条例施行規則（平成17年総社市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(電子計算機処理) 第2条 略 <u>(個人識別符号)</u> 第2条の2 <u>条例第2条第4号の規則で定める文字，番号，記号その他の符号は，次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字，番号，記号その他の符号であって，特定の個人を識別するに足りるものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号。以下「省令」という。）第2条に規定する基準に適合するもの</u> <u>ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</u> <u>イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目，鼻，口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌</u></p>	<p>(電子計算機処理) 第2条 略</p>

改正後	改正前
<p>ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>エ 発声の際の声帯の振動，声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作，歩幅その他の歩行の態様</p> <p>カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p> <p>キ 指紋又は掌紋</p> <p>(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号</p> <p>(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</p> <p>(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</p> <p>(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号</p> <p>(7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証に記載された記号，番号及び保険者番号</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証に記載された番号及び保険者番号</p> <p>(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証に記載された番号及び保険者番号</p> <p>(10) その他前各号に準ずるものとして省令第4条各号に規定する文字，番号，記号その他の符号</p> <p>（要配慮個人情報）</p> <p>第2条の3 条例第2条第5号の規則で定める記述等は，次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む。）その他の省令第5条各号に規定する心身の機能の障害があること。</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</u></p> <p>(4) <u>本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p>(5) <u>本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u></p> <p>（開示又は訂正等の請求）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>条例第20条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>開示方法の区分</u></p> <p>(2) <u>開示請求等の理由（開示請求等をしようとする者が法定代理人又は本人の委任による代理人である場合に限る。）</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>条例第15条及び第19条の規定により開示又は訂正等の請求をしようとする者が本人の委任による代理人であるときは、当該本人の委任状を提出し、及び第3項各号のいずれかに該当するものを提示しなければならない。</u></p> <p>（開示の実施等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第24条第3項に規定する規則で定めるものについては、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>（審査請求に係る諮問）</p> <p>第11条 <u>条例第26条第2項に規定する諮問は、諮問書（様式第18号）により行うものとする。</u></p>	<p>（開示又は訂正等の請求）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>条例第15条及び第19条の規定により開示又は訂正等の請求をしようとする者が本人の委任による代理人であるときは、当該本人の委任状を提出し、及び第2項各号のいずれかに該当するものを提示しなければならない。</u></p> <p>（開示の実施等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第24条第3項に規定する規則で定めるものについては、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>（審査請求に係る諮問）</p> <p>第11条 <u>条例第26条に規定する諮問は、諮問書（様式第18号）により行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(出資法人) 第13条 条例第27条に規定する出資法人は、総社市土地開発公社、総社市文化振興財団及び<u>そうじゃ地食べ公社</u>とする。</p>	<p>(出資法人) 第13条 条例第27条に規定する出資法人は、総社市土地開発公社、総社市文化振興財団及び<u>農業公社きびの里</u>とする。</p>

附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。